

週刊 企業経営

WEB MAGAZINE マガジン

発行
AERTS GROUP

アーツ税理士法人
アーツ公認会計士事務所

ネットジャーナル 要旨

Weeklyエコノミスト・レター 2009年5月8日号

金融政策・市場の動き(5月)～バブル崩壊と循環的な回復、
日本の失われた10年の中にも景気回復はあった

経済・金融フラッシュ 2009年5月8日号

5月 BOE 金融政策委員会：
政策金利は据え置き、量的緩和の規模は拡大

経営 TOPICS 抜粋

統計調査資料

相続税の申告期限の延長に関する Q&A

経営情報レポート 要約版

ビジネスマンの多忙を解消するための
タイムマネジメント実践術

経営データベース

ジャンル: 事業承継・相続 サブジャンル: 相続キーワード

相続時の注意点
法定相続人



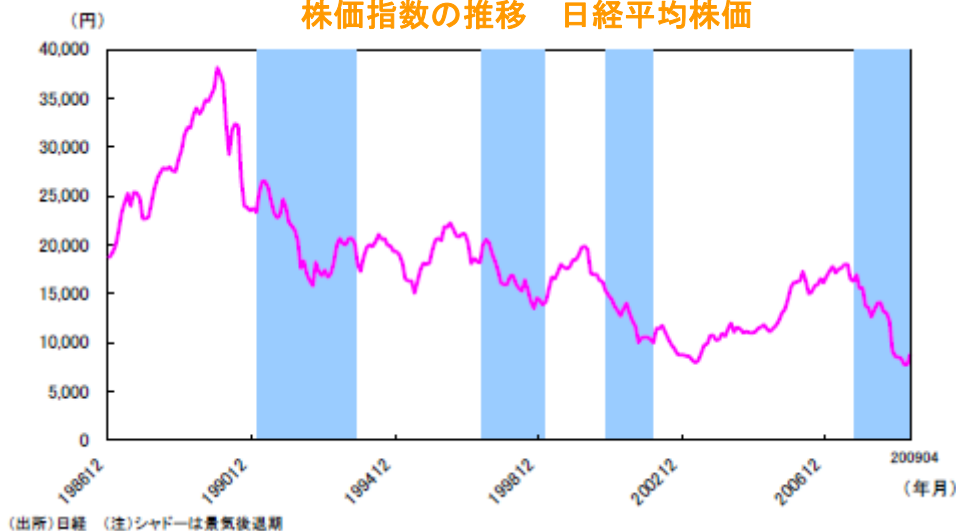
金融政策・市場の動き（5月）

～バブル崩壊と循環的な回復、
日本の失われた10年の中にも景気回復はあった

要 旨

- 1** 日経平均株価は9000円台を回復するなど先行き楽観論が強まっている。世界経済は短期的には回復局面に向かうだろうが、その回復力は必然的に調整圧力に押され弱いものにとどまり、まだまだ調整圧力、下方リスクが高い状況には変化はない。
- 2** （日銀金融政策）4月30日に展望レポートが公表され、従来の「09年度後半からの回復シナリオ」は維持されている。しかし、(1)先行き雇用所得環境の悪化予想される家計部門、(2)デフレへの警戒トーンが上がっている。国内の要因もリスクが高まっているとの認識を示している。
- 3** （長期金利）国債増発など需給面への懸念から、水準が若干上がったが、今後については金融システム不安、底這いの景気状況、デフレなどを材料に国内長期金利の低位安定基調に変化なしと読む。
- 4** （為替）方向感がつかみにくい展開が続く。米国での金融不安や景気悪化に対して不安は拭えず、今後もドル高、ドル安の一方方向のトレンドはでにくい状況がしばらく続く。

失われた10年の中にも景気回復はあった
株価指数の推移 日経平均株価



「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、当事務所のホームページの「ネットジャーナル」よりご確認ください。

5月BOE金融政策委員会： 政策金利は据え置き、量的緩和の規模は拡大

要 旨

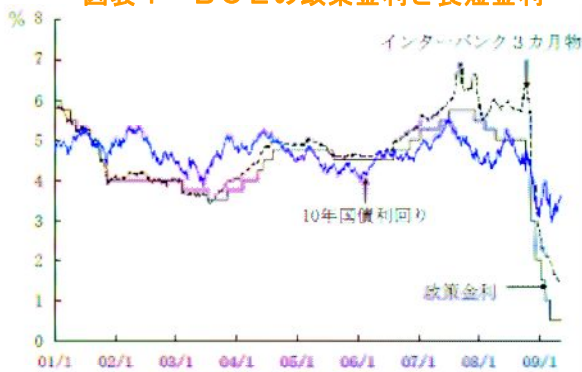
政策金利は 0.5%で据え置き、量的緩和は 750 億ポンドから 1250 億ポンドに拡大

イングランド銀行（BOE）は、3月に政策金利を0.5%に引き下げるとともに、BOEの資金で中長期国債等を中心とする資産買い取りを行なう量的緩和に踏み切った。このため、4月以降の金融政策委員会（MPC）では、政策金利の水準とともに資産買い取りプログラムについて協議・決定するようになってきている。

6日～7日に開催された5月のMPCでは、政策金利の0.5%での据え置き（図表1）と、3月に開始した資産買い取り枠を500億ポンド増額し、総額1250億ポンドとすることを発表した。

声明文によれば、「資産買い取り開始以来、これまでに520億ポンド強の買い取りを行っており、残りの枠の消化には、さらに3カ月かかる」、「プログラムの規模は引き続き検討する」とされた。

図表1 BOEの政策金利と長短金利

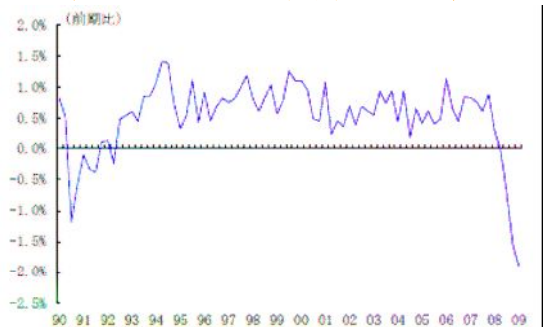


(資料) Datastream

厳しい景気認識が背景

先月24日に公表された1～3月期のGDP成長率（暫定値）は前期比マイナス1.9%と10～12月期の同マイナス1.6%を上回る落ち込みとなった（図表2）。MPCが、今回、量的緩和の規模拡大を決めた背景には、景気の現状が厳しく、先行きの不確実性がなお高いことがある。声明文によれば、景気の現状は、「内外のサーベイ調査は落ち込みのペースが穏やかになりつつある兆しを示すようになった」ものの、「世界経済は深刻な後退局面」にあり、「世界の金融システムは一段の政策強化にも関わらずなお不安定」とされた。また経済の先行きについて、「貯蓄率の上昇や銀行のリストラ、世界需要の低迷などが経済活動の重しとなる」一方、「内外における財政・金融政策対応、ポンド安、国際商品価格の下落、信用のアベイラビリティ改善のための国際的対応」が「経済の回復を促し、インフレ率の2%への回帰をもたらす」と期待されるが、「回復のタイミングと強さは極めて不確実」との見方が示された。

図表2 イギリスの実質GDP成長率



(資料) ONS

「経済・金融フラッシュ」の全文は、当事務所のホームページの「ネットジャーナル」よりご確認ください。

● 国税庁 2009年5月8日公表

相続税の申告期限の延長に関する Q&A

平成 21 年 4 月 1 日現在法令等

被相続人が代表権を有していたかどうかの判定時期

Q1

相続税の申告期限が延長されるための法令上の要件の一つに、被相続人が会社の代表権を有していたこととされていますが、具体的に、どの時点で判定すればよいのでしょうか。

A1

被相続人（亡くなられた方をいいます。）が生前のいずれかの時点で代表権（代表権に制限が加えられていないものに限ります。以下同じです。）を有していたことがあるかどうかにより判定します。したがって、過去に会社の代表権を有したことがある被相続人であれば、この要件を満たすことになります。

（所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則第 65 条）

申告期限が延長されている場合に必要な書類の添付義務

Q2

私は、平成 21 年度税制改正による経過措置により相続税の申告期限が延長されていますが、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」は適用せず、被相続人である父の死亡の日の翌日から 10 か月以内に相続税の申告書を提出する予定です。この場合にも、申告時に、申告期限が延長されている場合に必要「被相続人が会社の代表権を有していたことを明らかにする書類」を添付して提出しなければなりませんか。

A2

平成 21 年度税制改正により相続税の申告期限が延長されている方については、法令上、申告書の提出時期や「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」の適用の有無にかかわらず「被相続人が会社の代表権を有していたことを明らかにする書類」を提出していただく必要があります。

なお、具体的な提出書類については「Q3 申告期限が延長されている場合の具体的な提出書類」をご覧ください。

(租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第14項、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成21年財務省令第19号)附則第21条第7項)

申告期限が延長されている場合の具体的な提出書類

Q3

相続税の申告期限が延長されている場合には、申告時に「被相続人が会社の代表権を有していたことを明らかにする書類」を申告書に添付して提出する必要があると聞きましたが、具体的にどのような書類を提出すればよいのでしょうか。

A3

被相続人が生前に会社の代表権を有していたことが明らかになる書類であればどのような書類でも構いません。したがって、例えば、次のような書類のいずれか一つを提出していただければ結構です。

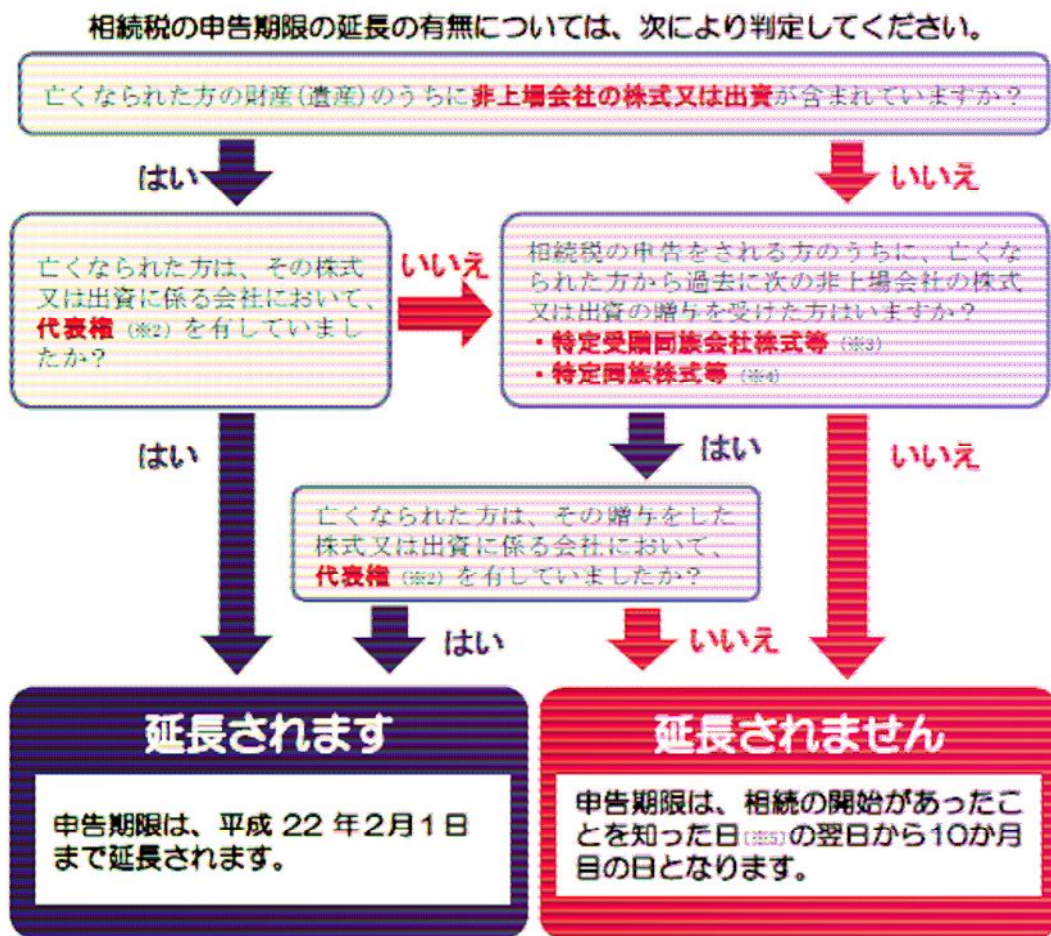
登記事項証明書(写し)

税務署に提出されている法人税申告書別表一(一)の控え(写し) など

(租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第14項、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成21年財務省令第19号)附則第21条第7項)

参考:相続税の申告期限の延長について

平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に亡くなられた方に係る相続税については、平成21年度税制改正において「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」が創設されたことに伴い、一定の要件を満たす場合に、その申告期限が延長されます(1)。



- (1) 上記の判定において申告期限が延長されることとなった場合には、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」の適用の有無にかかわらずその申告期限が延長されます。
- なお、相続税の申告に当たっては、亡くなられた方が会社の代表権を有していたことを明らかにする書類(会社の登記事項証明書・法人税申告書別表一(一)の写しなど)の提出が必要です。
- (2) 代表権に制限が加えられていないものに限りです。
- (3) 贈与を受けた方が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書(旧租税特別措置法第69の5第10項)」に記載された株式又は出資をいいます。
- なお、平成21年1月1日から同年3月31日までの間に亡くなられた方から同年中に非上場会社の株式又は出資の贈与を受けた方がいる場合には税務署にお尋ねください。
- (4) 「特定同族株式等の贈与の特例(相続時精算課税)(同法第70条の3の3又は第70条の3の4)の適用を受けた株式又は出資をいいます。
- (5) 通常は亡くなられた方の死亡の日となります。

「相続税の申告期限の延長に関する Q&A」の全文は、当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。

ビジネスマンの多忙を解消するための タイムマネジメント実践術

ポイント

1 タイムマネジメントの重要性と基本的な考え方

.....

2 スケジュール管理の技術

.....

3 仕事の進め方「五原則」

.....

4 1日を有効に使うポイント

.....

<参考文献>

- 『続「超」整理法・時間編』 中公新書 野口 悠紀夫 著
- 『成功する人はみんな知っているスピード仕事術』 東洋経済新報社 西村 克己 著
- 『知的生産性向上システムDIPS』 ダイアモンド社 小林 忠嗣 著

1 タイムマネジメントの重要性と基本的な考え方

■ タイムマネジメントの重要性が増している理由

工業が主要な産業であった時代におけるタイムマネジメントとは、まじめに努力し、定型的な仕事を能率よくこなすことでした。

しかし、私たちが今行っている仕事の内容は大きく変わっています。第一に仕事は同じことの繰り返しではなく、多様化し、複雑化しています。

第二に、仕事が多くの人との連携で行われるようになり、不確実性が増大しています。

第三に、一つの仕事のサイクルが長くなり、複数の仕事を同時並行的に進めなければならなくなっています。

したがって、複雑なスケジューリングが必要とされるようになりました。そのためには時間管理のノウハウを身につけておくことが必要とされるようになってきたのです。

■ 時間管理は誰にとって重要か

時間管理は、ビジネスマン全員に必要なことですが、重要度は職業や地位によって大きく違います。

自由業かサラリーマンか、管理職か一般社員かで、仕事の内容、自由裁量権が大きく異なるからです。

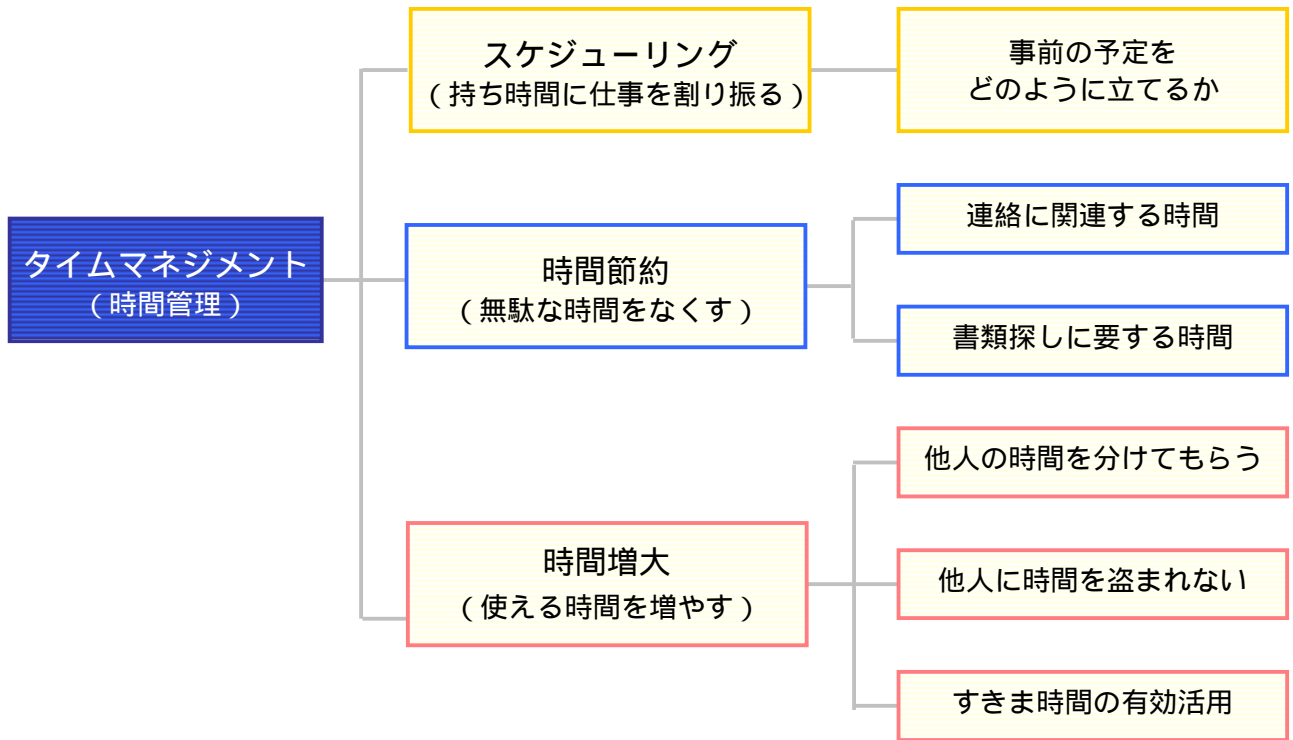
サラリーマンの一般社員は、上司との関係、雑務、顧客からの電話など、自分でコントロールしづらい仕事に囲まれながら、自分本来の仕事をこなしています。

また、昨今の厳しい経営環境下において、1人の社員にかかる業務負荷は極めて大きくなってきています。このような状況下で、サラリーマンの一般社員としては本来業務以外の仕事をすばやくこなして、自分本来の仕事をするための時間をいかに確保するかということが至上命題となっているのです。

本レポートは、多忙で雑務に忙殺されていると感じるビジネスマンに特に役立てていただけるはずで

■ タイムマネジメントの3要素

私たちは、タイムマネジメント(時間管理)という言葉をよく使いますが、その言葉をはっきり定義せずに使っていました。ここで、タイムマネジメントの要素を明確にしておきます。タイムマネジメントは、表に示すような3つの要素から成り立っています。



第一の要素は、スケジュールリング、つまり、持ち時間に仕事を割り振る手法です。これはさらに、次の2つに分けられます。第一に、事前のスケジュールリングで、仕事の約束や面会のアポイントメントなどをどのように行うかです。第二に、実際の仕事の進め方です。予定を入れた後に発生した不測の事態に対処しつつ、当初の予定をどのようにこなしていくかが問題となります。

第二の要素は、時間節約、つまり無駄な時間をなくすことです。これを広い意味で捉えれば、仕事の効率を高めることはすべてこの中に入ります。

そして第三の要素は、使える時間を増やすこととなります。

本レポートでは、以上3つの要素を踏まえて解説していきます。

2 スケジュール管理の技術

■ スケジューリングの2条件

先に触れたように、スケジューリングとは「持ち時間にさまざまな仕事を割り振っていくこと」です。短い時間の場合、これは比較的容易にできます。たとえば、試験の場合などです。私たちは、時計を見ながら、あと何問残っていて、あとどれだけ時間があるか、1問あたり何分使えるか、といったことを考えます。

この例でわかるように、スケジューリングのためには、

- ①自分の持ち時間
- ②自分のなすべき仕事

の両方を正確に把握する必要があります。

試験のように、ごく短い時間であれば、スケジューリングは簡単ですが、仕事ではもっと長いスパン、数週間から場合によっては数ヶ月のスケジューリングに関しては、アナログ時計のような、残り時間を「見える化」してくれるよい道具がないというのが実態です。そのために私たちは、長いスパンのスケジューリングに失敗してしまいます。

■ スケジューリングの失敗例

上司から、ある商品に関する重要なマーケット分析の指示を受けた。期限は1ヶ月以上先であり、3日じっくり腰を据えて取り組めば、完了できる分析であったため、他の仕事を優先してやっていた。その後、他の仕事や出張の予定を入れ、期限の1週間前になり、ようやく手をつけた。このようなことになると思っていなかったため、期限の直前に出張を入れていたので、非常に厳しいスケジュールになってしまった。また、必要とする資料をうまく揃えることができず、図書館に調べにいったが、必要な資料が貸し出し中になっていた。また、後輩にパソコンで清書を依頼したが、あいにく後輩も多忙で手伝ってもらうことができず、期限の前日はほとんど徹夜になってしまった。また、必要な資料を十分揃えることができず、上司からやり直しを指示されることになってしまった。

このようなことは、実際によくあることです。また、同じような失敗をしょっちゅうしてしまうものです。

3 仕事の進め方「五原則」

第2章では、仕事のスケジュールの立て方について触れました。

この章では、仕事を効率よくこなしていくための5つの原則について解説します。

■ 原則1：中断しない「かたまり時間」を確保する

仕事を進める上で、非常に重要なのは、ひとまとまりの仕事を、中断せずに一気に仕上げることです。人の脳は、一度作業を中断すると中断前のペースに戻るのに時間を必要とします。特に、考える仕事の場合は特に大変です。最も最悪なのは、重要なアイデアなどを忘れてしまうことです。

例えば、3日かかる仕事は、分断された3日よりも連続した3日のほうが効率よく、質の高い仕事ができるということです。これは、1日の中でもいえることです。電話やコピー、上司から頼まれる雑用などで仕事を中断されると、効率が下がってしまいます。

このような雑務は、雑務だけをこなす時間を作り、まとめて行うと効率がよく処理できます。1日の効率的な時間の使い方については、第4章で触れることにします。

■ 原則2：仕事は発生したその場で片付ける

第二原則は「仕事は発生したその場で片付ける」ということです。多くの事務的な仕事にこの原則が当てはまります。例えば、「出張報告書」「会議の議事録」といったたぐいのものです。このような事務的な仕事は、頻繁に発生し、あっという間に処理すべき仕事が多まってしまいます。更に最悪なのは、内容を忘れてしまったり、必要な資料が見あたらなくなってしまうことまで起こります。

このような仕事は、あらかじめ基本書式を準備しておき、出張の移動時間を利用して作成したり、会議中に完成させるようにします。このような仕事は、その場で完結させることが大切です。

■ 原則3：「稚拙・8割の原則」で効率を上げる

「重要な仕事を優先する」という原則を実行するのは、なかなか難しいものです。

なぜなら、緊急性の高い雑務が頻繁に発生するからです。

事前にうまくスケジュールリングしていても、飛び込みの仕事は常に発生してしまいます。

このような事態に対処するための原則は、完璧主義にならないことです。「ある段階」までを、とりあえず仕上げてしまうということです。時間があれば、さらに改善するようにすればいいのです。

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

企業経営 Q&A ①

ジャンル: 事業承継・相続 > サブジャンル: 相続キーワード



相続時の注意点

相続時に注意しなければならない点について教えてください



相続は、死亡によって開始します。(民882条) 即ち、人の死亡があって相続がはじまります。

人の死亡があると、その相続人は、相続開始の時から、被相続人の一切の権利義務を承継することになります。ただし、一身専属のもの、例えば、運転免許証、お医者さんの資格、税理士の資格等は承継できません。

相続上の問題は大きく2つになります。1つは相続争いの防止、もう1つは相続税の納税です。

相続争いは、普段の生活の上でも良く聞かれることと思います。いろいろなケースがあり、一言では言えませんが、何故、相続争いになるのか、相続争いとならないため、そして、相続税の納付が出来ず、相続破産(相続税支払いのため、家屋敷を手放す)にならないための心構えについて考えてみたいと思います。

相続をさせる人の心構え

相続をさせる立場の人は、次の点を考慮して対策を進めましょう。

- 親にとっては子供であっても、子供同志は兄弟姉妹
- 残された配偶者の面倒をだれがみるのか みてほしいのか
- 財産をどのように分けて欲しいのか 分けた後の維持管理は可能か
- 相続税はどのくらいか、納税は可能か。
- 親族、知人等で相続の横やりを入れそうな人の排除

相続人となるべく人の心構え

民法では、各相続人の相続分が決められ子供という立場からみれば、家を継いだ人も、分家に出た人も、他家に嫁いだ人も相続分は同じです。しかし、各相続人の家族構成・経済状況も異なり、また、家を継いだ人、事業の承継をした人等、それぞれの家に対する貢献度は異なっています。

したがって、相続人は、次の点を考慮して分割を考えるとよいでしょう。

- 遺産分割による取得は腹八分目がちょうどよい。
- 相続人の意見には、その配偶者の意見もはいる。
- 親の面倒をみる人、家業を継いだ人のことを考える。
- 自分の取得のみではなく納税方法も考える。(納税を考慮した遺産分割)

企業経営 Q&A ②

ジャンル: 事業承継・相続 > サブジャンル: 相続キーワード



法定相続人 法定相続人とは何ですか？



相続人となれる人を法定相続人といい、民法887条、889条、890条に定めがあります。

法定相続人となる順番は、第1順位が子供、第2順位が父母、第3順位が兄弟姉妹です。配偶者はつねに相続人となります。ただし、戸籍上の届けをしている人に限られ、内縁関係の人は除かれます。

代襲相続人

被相続人の子供・兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合には、被相続人の子の子 = 孫、被相続人の兄弟姉妹の子 = 甥、姪が相続人となります。この孫、甥姪などを代襲相続人といいます。

養子

養子と実子は同じに扱います。他家の養子になった人は、養父母の相続、実父母の相続の両方とも、同等に相続できます。相続税の計算にあたって法定相続人の人数に算入できる養子の人数は、相続人のなかに実子がいる場合には「養子のうちの1人だけ」、相続人のなかに実子がいない場合には「養子のうち2人まで」となります。

特別養子縁組を行った人

特別養子縁組を行った人は、実父母の相続においては、相続人にはなれません。特別養子縁組により、実父母との親族関係は終了しているからです。相続税の計算にあたって特別養子縁組を行った人は、実子として計算します。

胎児

胎児にも相続権が認められています。しかし、死産のときには相続権はなかったものとされます。